

理 由

平成22年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、平成32年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すものです。

また、別添計画図表示のとおり、東部工業団地西地区面積6.3haは玉村町土地開発公社による開発事業の実施が確実となったことから、東部工業団地東地区面積6.0haは既に市街地を形成する地区及び玉村町土地開発公社による計画的な開発事業の実施が確実となった地区であることから、おおむね10年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものです。